

多良間村では平成 29 年 3 月から総合事業を開始しました。

———介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは———



「介護予防・生活支援サービス」と、「一般介護予防事業」とで構成され、高齢者の方々の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的として「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)が創設されました。

地域包括ケアシステム構築のための一つの事業として、村は平成 29 年 3 月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。高齢者の方々が住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるためには、一人ひとりが要介護状態にならないように予防すること、地域全体で日常生活を支え合う地域づくりが重要です。

——— ここが変わります！ ———

これまで要支援 1・2 の認定を受けて利用していた介護保険の予防給付のうち、通所介護と訪問介護は総合事業へ移行します。

すでに要支援 1・2 の認定を受けて通所介護サービス及び訪問介護サービスを利用されている方すべて、平成 29 年 3 月以降は総合事業へ移行します。

また、総合事業に移行した後も、**これまでと同じ利用料で同じ内容のサービスが利用できます**のでご安心ください。



総合事業の対象者及び利用手続き

1. 対象者

- (1) 「要支援 1・2」の方で「訪問介護サービス」と「通所介護サービス」をのみ利用する方
- (2) 要支援認定に該当しなくても、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

2. 利用手続

基本チェックリストの採用により、要支援認定を受けなくても事業対象者となれば総合事業のサービスや支援を利用することができます。

自立した生活のために支援が必要な方や、心身機能の低下が心配される方で介護予防に取り組みたい方は、村役場やケアマネジャーと相談しながら、介護予防ケアマネジメント(ケアプラン)に沿って適切なサービスを利用することができます。

ご相談は多良間村役場住民福祉課介護保険担当 (☎0980-79-2623) まで